

毎週火、金曜日発行（但休日当ると
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第二条の規定の施行期日を定める規則
- ◇訓令 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇告示 鳥取県公文規程の一部を改正する訓令
- 指名競争入札に参加する者に必要な資格等

規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第二条の規定の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和三十九年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十六号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第二条の規定の施行期日を定める規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（昭和三十九年七月鳥取県条例第四十九号）第二条の規定の施行期日は、昭和三十九年九月一日とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条婦人児童課の項第六号中「児童扶養手当」を「児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当」に改める。

第十八条の表中

鳥取県森林審議会

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務

林務課

を

鳥取県森林審議会

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務

林務課

鳥取県林業構造改善事業審議会

鳥取県林業構造改善事業審議会条例（昭和三十九年八月鳥取県条例第五十四号）第二条の規定による林業構造改善事業に係る計画地域の指定、計画の認定並びに計画の樹立及び実施の指導に関する重要事項についての調査審議に関する事務

に改める。

第八十条の表中

鳥取県立高等看護学院

鳥取市

を

鳥取県立鳥取高等看護学院

鳥取市

に改める。

鳥取県立倉吉高等看護学院

倉吉市

附則

この規則は、昭和三十九年九月一日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第十一号

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和三十九年八月二十八日

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公文規程（昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（公文の種類）

第二条 公文の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 条例 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十四条の規定に基づき、県が制定するもの
- 二 規則 地方自治法第十五条の規定に基づき、知事が制定するもの
- 三 告示 法令の規定に基づいて処分し、又は一定の事項を管内一般又はその一部に公示するもの
- 四 訓令 知事が職務上の基本的事項等について所管の機関又は所屬の職員に対し発する命令で、公表を要するもの
- 五 公告 一定の事項を管内一般又はその一部に公表するもの
- 六 内訓 知事が所管の機関又は所屬の職員に対し発する命令で、公表を要しないもの

七 達 個人又は団体に対し一方的に一定の事項を命令し、禁止し、若しくは停止し、又は許可、認可等の行政処分を取消しをするもの

八 指令 下級機関、個人又は団体からの申請、願等に対して指示命令するもの

九 往復文

イ 通 達 知事が、所管の機関又は所属の職員に対し職務運営上の細目、法令の解釈、行政運営の方針等を指示し、又は一定の行為を命ずるもの

ロ 依命通達 補助機関が、知事の命を受けて自己の名で通達するもの

ハ 申 請 行政機関に対し許可、認可、承認等一定の行為を求めるもの

ニ 進 達 經由すべきものとされている申請、願等を上級行政機関に取り継ぐもの

ホ 副 申 進達に当たり、参考意見等を添えるためのもの

ヘ 諮 問 諮問機関に対し、法令上定められた事項について、意見を求めるもの

ト 通 知 特定の相手方に対し、一定の事実又は意思を知らせるもの

チ 照 会 行政機関、個人又は団体に対し一定の事項について問い合わせるもの

リ 回 答 照会、依頼、協議等に対し回答するもの

ヌ 報 告 一定の事実についてその経過を上級行政機関に対して通報するもの

十 その他

イ 賞状、表彰状、感謝状

ロ 証明書

ハ 復命書

ニ 書簡文

ホ その他

第三条各号列記以外の部分中ただし書を削り、同条第二号中「内訓甲及び内訓乙は、その区分により」を「内訓は、」に改める。

第四条第一項第一号中「内訓甲、内訓乙」を「内訓」に改める。

別表の目次中「第六 内訓甲」を「第六 内訓」に改める。

別表の目次の第十中「七通知」を「七 通知」に改める。

別表の目次の第十一中「二 証明書」を「二 復命書」に改める。

別表の第六を次のように改める。

「二 復命書」
「三 証明書」
「四 書簡文」

第六 内訓

内訓第.....号

(イ).....

(ロ).....
規程を次のように定める。

(ハ).....
しなければならない。

昭和.....年.....月.....日

鳥取県知事 氏 名

(ニ).....

第七 削除
別表の第七を次のように改める。

(イ) 令達先をしるす。

(ロ) 条項からなる内訓の形式

(ハ) 条項からなりたつていない内訓の形式

(ニ) 内訓の制定改廃の形式は、令達先以外は告示の例による。

第八 達

別表の第八を次のように改める。

① (イ)鳥取県達第.....号

.....

(ロ).....

②.....することを命ずる。

(中止を命ずる。禁止する。取り消す。)

③ 昭和.....年.....月.....日

(イ) 職 氏 名

別表の第十の六中「○配字は、内訓乙の例による。」を削る。

○令達文には、法令に基づくものは、根拠法令及び処分
の理由を、法令に基づかないものは、その処分の理由
を明確に記載する。

○令達先の記載要領は次による。

一 令達を受ける者の住所、氏名(法人にあつては、
その所在地及び名称並びに代表者の氏名)を記載す
る。

令達を受けるものが多数の場合は、連記する。

二 法人格をもたない団体にあつては、その所在地及
び名称並びに代表者又は管理者の氏名

(イ) 左上部に書く。

(ロ) 令達先をしるし、終字を一字あけて書く。

(ハ) 中央やや左から書き出し、終字が公印にかから
ないようにし、押したあと一字あくように書く。

契印は、用紙の上部中央に押す。

四 書簡文

復 命 書

②殿

②

①

.....でありました。

③ 昭和.....年.....月.....日

.....部.....課

職 氏 名

記

1

2

三 復命書

別表の第十一の二の次に次のように加える。

七 通知・照会・報告

別表の第十の七を次のように改める。

受(発)第 号
昭和.....年.....月.....日

.....殿

職 氏 名

.....⁽¹⁾について(.....)

.....について.....したいから.....

.....してください。

なお,については,

(1) 通知、照会、依頼、送付、協議、督促、報告等と記載する。

告示

鳥取県告示第五百七号

昭和三十九年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供についての県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手續、方法等について、次のとおり定めたので公示する。

昭和三十九年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なつた審査の結果に基づき、契約の種類に応じて契約の予定金額に対応させて定めた資格とする。

(一) 資格審査願提出前二ヶ年間の各事業年度における製造高又は売買高及び収入高

(二) 従業員の数

(三) 資本の額

(四) 営業年数

○はがきを用いる場合は、あて名の記載を要しない。

附則

この訓令は、昭和三十九年九月一日から施行する。

②殿

①
.....
.....

②
.....

.....します。

③ 昭和.....年.....月.....日

職 氏 名

(四) 機械装置及び車輛運搬具等の保有量

(六) 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

二 資格審査の方法及び手續

(一) 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和三十九年九月三十日までに県出納室に提出しなければならない。ただし、掲出期限について知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

(二) 添付書類

資格審査願には、次に掲げる書類を添えなければならない。

イ 経營業態調書（様式第二号）

ロ 営業用機械器具調書（様式第三号）

ハ 資格審査願提出前一ヶ年の事業年度の貸借対照表（様式第四号）

様式第1号

指名競争入札参加資格審査願

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

商号又は名称

電話番号 局 番

氏 名

Ⓜ

営 業 種 目

(詳細は業態調書参照)

製造の請負
このたび物件の売買の指名競争入札に参加する資格を得たいので関係書
役務の提供

類を添えてお願いします。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約し
ます。

店舗の写真

(名刺判)

営業所の位置(略図)

註 用紙の大きさは、日本工業規格B列5とする。

- ニ 資格審査提出前一ケ年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)及び鳥取県の県税(事業税及び自動車税に限る。)の納税済み証する書面
- ホ 営業証明書(法人にあつては法人登記の謄本、個人にあつては市町村長の証明書)
- ヘ 営業に必要な許可又は認可等を得たことを証する書面
- ト 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書面
- チ 印鑑証明書
- 三 資格審査結果の通知
- 資格審査の結果資格が決定したときは、その旨を本人に通知する。
- 四 資格の有効期間
- 一 による資格の有効期間は、昭和三十九年度限りとする。ただし、昭和四十年年度の資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

(1) 商号又は名称		氏名		番 番 番	
(2) 所在地 本店 本店 所 所 出 出		特約店 又は 代理店名		() () ()	
(3) 営業種目		年 月 日		年間平均高	
(4) 営業年数(創業設立)		直前第2年度分決算より		直前第1年度分決算より	
(5) 年度別	決算期別	製造高、販売高又は収入高	流通負債	流動負債	従業員の数
年 月 日	年 月 日	千円	千円	千円	人
前 年	前 年	千円	千円	千円	人
後 年	後 年	千円	千円	千円	人
技術関係職員		事務関係職員		販売関係職員	
%		%		%	
計		計		計	

(9) 資本の額	区分	資本金	直前決算時	剰余(欠損)	金処分	計
		準備金	千円	千円	千円	千円
(10) 設備	区 分	積立金	機械装置	車輛、運搬具	工具、器具	計
		繰越欠損金	千円	千円	千円	千円
(11) 摘要		①価格(取得、製作)	②減価償却費	①-② 価 格		

備考 設備欄は、提出者は記入しないものとする。

様式第3号

営業用機械器具調査書

名 称	種 類	能 力	購入年月日	購入時の価格	備 考

00234

様式第4号

貸借対照表

(記載要領)

- 1 本表は、この審査願提出直前のものでついて記載すること。
- 2 本表は、経営業態調査の設備欄(10)の価格の算定上機械装置、車輛運搬具及び工具、器具別に別業に作成するものとする。

資産の部	金額	負債の部	金額
現金		形金	
預手		入金	
掛材		掛借	
掛品(商)		払	
蔵品		期	
流動資産		未	
その他		未	
計(流動資産)		前	
土地		の	
		他	
		計	
		(流動負債)	
		入金	
		期	
		長	

00235

固定資産(土地を除く。)	金額	負債	金額
無形		計(固定負債)	
固定		負債	
資産		及び	
その他		剰余	
の		金	
固定		計	
資産		(自己資本)	
計(固定資産)		利益	
勘		計	
延		期	
線		資	
合		本	
		金	
		期	
		当	
		計	
		(自己資本)	
		計	